

火力技術基準解釈第4条ただし書き適用の経緯

火力技術基準解釈第4条ただし書き適用の経緯について、調査した結果は以下の通りです。

1. 美浜発電所において、平成15年以降、2次系配管経年変化調査工事に関して、次回点検時までの健全性を確認・記録していく中で、発電用火力設備の技術基準解釈中にある「ただし書き」を余寿命2年未満の配管に対して適用していました。平成14年以前に「ただし書き」適用したものはありませんでした。

また、高浜、大飯発電所において、「ただし書き」を適用したものはありませんでした。

2. 具体的に「ただし書き」を使用して点検時期、補修時期を検討したものは次のとおりです。

<平成15年6月>

- ・美浜3号機第20回定検(H15.05.08～H15.07.15)の2次系配管経年変化調査工事において「余寿命2年未満」の報告を受けたもののうち シンニングや減肉進展が遅いことの評価ができないもの3箇所(湿分分離器ドレン管エルボ(52-44)、主給水管ポンプ吐出管(53-1)、給水ブースタポンプ吐出管エルボ(121-11))について、「ただし書き」を適用し評価した。

<平成15年9月>

- ・美浜2号機第21回定検(H15.09.12～H15.12.12)の2次系配管経年変化調査工事においても3箇所(主給水管ティーズ(25-5)、高圧排気管直管(57-44、57-46))について、「ただし書き」を適用し評価した。

<平成16年1月>

- ・美浜1号機第20回定検(H16.01.14～H16.03.26)の2次系配管経年変化調査工事においても2箇所(主給水管ティーズ(18-23)、主給水管エルボ(18-32))について、「ただし書き」を適用し評価した。